

## 令和7年度第3回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和7年12月24日(水) 15時～17時

出席委員：梅田委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、小根山委員、鶴田委員、奈良委員、根村委員、平尾委員（座長）、藤井委員、藤崎委員

欠席：加用委員

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	基本方針改定案について	パブコメ対応案	バイオマスプラスチック、マスバランス	バイオマスプラスチックの「環境負荷低減効果が確認されたもの」という記載が不明確であり、詳細な説明が必要である。ウェブ上で情報を公開し、説明会に参加していない人にもわかるようにすることが望ましい。また、マスバランスの再利用困難性や他国の状況、認定の有無、バウンダリー範囲を明示し、情報入手先をわかりやすく示すことが購入者にとって有益である。	説明会では従来説明の仕方を工夫してきたが、非参加者にも理解しやすい改善を行いたい。マスバランスは、成分測定ではなく特性を割り当てる仕組みであるため、環境価値のトレースには課題があると認識している。現状、全面的に問題がないとは考えておらず、今後の進展を注視しつつ、意見を取り入れながら進める方針である。
2	基本方針改定案について	パブコメ対応案	バイオマスプラスチック、マスバランス	ISOでは各パートで用語を定義しており、国際的な取り決めは貿易障壁を回避するため、言葉の統一を図っている。日本においても、用語の意味を明確化した資料を整備し、国外企業が日本市場で販売する際に参照できる仕組みを構築することが望ましい。作業は困難であるが、積み重ねにより実現可能であり、検討する価値がある。	可能な限り調査を継続する方針である。マスバランスは多義的な用語であり、使用する際には意味が明確になるよう努める必要がある。引き続き改善に向けた検討を続けたい。
3	基本方針改定案について	パブコメ対応案	カーボンフットプリント	カーボンフットプリントのPCR策定に関する記載は用語上の問題がある。ISOではPCRはタイプIII環境宣言プログラムに紐づくもののみを指すため、プログラム化されていないガイドライン下の算定ルールをPCRと呼ぶことは誤りである。記載する場合は「製品別算定ルール」や「EPDのPCR等」とするのが適切である。	用語については修正を行い、算定ルールとPCRを区別して記載することとする。
4	基本方針改定案について	パブコメ対応案	バイオマスプラスチック、マスバランス	マスバランスとLCAに関してはISOで規定が進行中だが、策定には約2年を要する見込みである。ただし、チェーンオブカस्टディのISOには既にマスバランスの定義があるため、引用は可能である。マスバランスはリサイクル困難を意味するものではないが、化石由来成分を含む場合があり、回答は難しい。意見提出者には一部誤認があると考えられる。	グリーン購入法は環境配慮製品の市場投入を促進する役割を担うため、第三者認証を確保し、説明責任を果たせる形で製品を製造するのであれば推進可能である。LCAの観点では疑問点はあるものの、リサイクル困難化は関連しないと考える。
5	基本方針改定案について	パブコメ対応案	GXスチール	パブリックコメントの意見において、GXスチールの採用がグリーン調達や公共工事で進展する可能性が指摘されているが、進捗はどうか。特に公共工事での活用については、政府が試行的に導入する旨の記事が専門紙に掲載されたが、事実関係を確認したい。	GXスチールは今年度の基本方針から導入を開始し、物品分野で共通基準を設定し基準値1で運用している。製造事業者によるGXスチール採用事例は増加しているが、公共工事では現時点で導入されておらず、検討項目に留まっている。12月22日のGX実行会議で策定された分野別投資戦略において、公共工事分野で試験施工を進め標準化を目指すロードマップが示された。期待は大きいですが、まずは試験施工を確実に実施することが重要である。グリーン購入法の検討内容と国交省の試験施工を連携させ、状況を見ながら進める方針である。
6	基本方針改定案について	パブコメ対応案	GXスチール	GXスチールについては、基準値1を満たした製品は実際にはカタログに出ているような商品はないのか。	現状ではオーダーメイド品が多く、グリーン購入法の枠組みの中で調達可能な段階には至っていないが、可能な限りその方向に進むよう議論が進展していると考えられる。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
7	基本方針改定案について	パブコメ対応案	リユース	リユース品は①機能に問題なく使用可能な中古品、②機能低下や部品劣化によりリファビッシュ等が必要な品の二種類あると考えられるが、現行のグリーン購入法には定義や品目がないため、調達担当者が中古衣料や中古車を連想し、購入対象外と判断する懸念がある。複写機メーカーが新造機に近い品質を確保した製品を販売しており、高品質な選択肢が存在する。この点を理解させるため、説明会等で補足説明を行うことが望ましい。	リユース品については、製品リユース、部品リユース、リファビッシュ品を含め、個別に検討する必要がある。現状ではリユースについて言及している品目もある一方で、一般的な認識には至っていない認識であり、見直し時に検討できるようにすることが目的である。
8	基本方針改定案について	パブコメ対応案	GXスチール	グリーンスチールの基準は①削減実績量の付与、②CFPの算定・公開の二点で構成される。削減実績量はロット単位、CFPは製鉄会社全体の値であり、両者は別立てで矛盾はない。しかし調達担当者が削減実績量反映済みのCFPと誤解する恐れがある。回答では昨年実績量の範囲内でCFPの割り当て有無を提示する方針だが、納入側から三点セット提示には疑問がある。調達担当者が基準を理解していないまま仕様書に記載するのみでは不十分であり、説明会等で丁寧な説明が必要である。	スチールに関しては、現状では製品基準のみが存在し、国自体が鉄を直接調達しないため、「原材料に鉄鋼が使用された物品」という表記としている。現状では調達者には詳細な知識を必要としない仕組みとしているが、まだ浸透していないため、今後も説明を継続していく。説明の詳細度については、関係者の意見を踏まえながら検討する方針である。
9	基本方針改定案について	資料2、3	GXスチール	削減実績量については、スケジュール通りであれば今年度中に日本LCA学会のガイドラインが公表される予定である。同ガイドラインでは、削減実績量とカーボンフットプリント（CFP）の情報を必ず提示することが求められている。また、CFPについては削減実績量を付さないものも別途提示する方針であり、現状では出せる状態にある。ただし、最終的な公表前であるため、内容変更の可能性は否定できない。したがって、今年度のガイドライン公開に期待する状況である。	2月10日頃に日本LCA学会主催で、削減実績量に関するシンポジウムが開催される予定である。来年度の議論に向けて、内容を十分に確認しながら進める方針である。
10	基本方針改定案について	資料3	全般	公共調達に関する作成文章は難易度が高い。調達担当者が適切に選択できるよう配慮することが極めて重要である。	指摘は非常に重要であり、真摯に受け止めている。現状では解決策を見いだせていないが、内容が複雑化しているため、どのように噛み砕いて伝えるかを考慮しながら進めたい。
11	基本方針改定案について	資料2	認定プラスチック使用製品	14ページ6番の黄色マーク箇所に関し、大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品の記載があるが、認定対象はプラスチックそのものではなく製品の設計である。完成品の品質保証は含まれないのであれば、名称によって誤解が生じる可能性があるのではないか。	認定プラスチック使用製品制度は開始直後であり、認知度が低い。法律制定時に想定した進捗速度とは異なっている。備考欄に注釈を記載しているが、見ただけでは理解しづらいため、制度全体を説明する必要があると考えている。
12	基本方針改定案について	資料2、3	地中熱利用システム	地中熱利用システムにおける配慮事項②「成績係数が高い」という表現は、具体的な数値が示されていないため分かりにくい。地中熱の場合、設計システムによって成績係数は大きく異なるため、一般的な数値を提示することは困難であることは理解する。ただ、環境省水・大気環境局が公表しているガイドラインには成績係数を含め具体的な事例が掲載されており、それを参照することで相場観を把握できる。手引き等で補足説明を加えることが望ましい。	環境省水・大気環境局と連携しながら検討を進めているが、いただいた御意見を踏まえて記載方法について検討したい。
13	基本方針改定案について	資料3	バイオマスプラスチック	資料3の27ページにおいて、バイオマスプラスチックはわずかでも使用されていれば良いという認識で問題ないか。	現状では、バイオマスプラスチックはわずかでも使用されていれば良いという扱いである。ただし、この方針の是非については議論の余地がある。バイオマスプラスチックの普及状況等、関連動向を踏まえ対応することを考えており、今回は認定プラスチックの導入に重点を置いた。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
14	令和8年度の 検討方針、 課題	資料4	CEコマース	資源有効利用促進法に基づき認定製品を導入することは法律に明記されており、その議論は是非進めていただきたい。その中で、「CEコマースの促進」は概念が広く、中古品、サブスク、レンタル、リメイク、メンテナンスなど多様な形態を含む。このため、グリーン購入法への反映に対する期待が大きく、併せて検討することが望ましい。さらに、資料4のコピー機リユース事例との関連も考慮すべきである。加えて、経産省では「CEコマース」、環境省では「リユース」と異なる用語を使用しており、表現の統一を図ることが重要である。	重要な論点と考えており、法律制定時にも議論が行われていた。グリーン購入法の枠組みで同様の取組を検討してきたが、具体的に進めるには個別具体論が必要であるとの認識がある。今回「リユース」と記載したが、その具体的な位置づけについては慎重に検討する方針である。設計認定やCEコマースの議論も進展が見込まれるため、将来的に再生循環局と経済産業省とよく連携し取り組んでいきたい。
15	令和8年度の 検討方針、 課題	資料4	地方公共団体等におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応	資料4の8ページに記載された「グリーン購入法の裾野の拡大」は長年課題として提示されているが、進展が見られない状況である。特に①の二つ目の項目において、地方公共団体で波及効果が見込まれる物品について、国での調達が少ない場合でも地方では一定の調達があるものを明確に示し、基本方針や基準設定を具体的に進めることを要望したい。また、記載されている「今年度の請負事業」が令和7年度を指すのか令和8年度を指すのかを明確化することが望ましい。	「今年度」は令和7年度を指している。現状では進展が見えにくく浸透が頭打ちの状況であり、それを打破するため、都道府県を巻き込み、自治体が容易に導入できる仕組みを整備し、短期で成果を可視化できるような即効力のある施策を打ち出す必要があると考えている。
16	令和8年度の 検討方針、 課題	資料4	GXスチール	次年度の取組として、日本LCA学会のGHG削減実績量評価手法研究会において、削減実績量の議論にはスチール業界のみならず、化学業界や電気電子部品業界の関係者も加わっている。主な利用者はスチール業界と化学業界と見込まれるが、鉄以外の分野で削減実績量を考慮するかどうかは今後の検討課題である。なお、GXスチールのガイドラインとは完全整合する形で進めていないため、鉄鋼業界の意見を反映することで近似する可能性はあるが、最終的に一部の相違が生じる可能性がある。	基本的には学会のガイドラインを重視する方針である。今回提示された内容については、今後も議論を重ねながら進める予定である。
17	令和8年度の 検討方針、 課題	資料4	耐久性、修理性	6ページの二つ目の項目に関して、これまで基準において耐久性や修理性に関する記載は少なかった。今後はこれらの要素も含めて検討することが望まれる。加えて、その点に関する方針や姿勢についての説明も必要である。	GX法改正に伴う資源有効利用促進法の運用において、耐久性や修理性を含む設計指針の検討が進められている。これらの要素が適切に反映されているかを確認しつつ、グリーン購入法の運用にどう取り込むかを検討する方針である。いただいた視点を踏まえ、関係機関と連携を強化して進める考えである。
18	令和8年度の 検討方針、 課題	資料4	耐久性、修理性	欧州では「修理する権利」という概念が広がり、修理できない製品を容認しないという風潮が強まっている。	-
19	令和8年度の 検討方針、 課題	資料4	社会的側面の配慮	環境製品は原料調達の段階等で人権問題との関係性を有している。将来的には、グリーン購入法においても広く社会的側面への配慮を検討することが望ましい。ただし、特定調達品目の判断基準は企業の社会的責任とは性質が異なるため、融合は容易ではないと考えられる。この取組は長期的な方向性として希望する。	公共調達においては、既に人権尊重の確保に努めることとされている。一方で、環境リスクの事前把握も進められており、両者は重要な論点である。現状では両者の関連性が明確に見えていない可能性があるため、今後はその視点を踏まえて検討を進めたい。
20	令和8年度の 検討方針、 課題	資料4	社会的側面の配慮	人権問題に加え、LCAの分野では生物多様性や水資源など、様々な課題への対応が重要である。これらの問題をどのように扱うかは今後の重要な検討事項であり、積極的な取組が望まれる。	-

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
21	令和8年度の 検討方針、 課題	資料4	取組のレビュー	グリーン購入については、調達実績や効果を定量的に公表し、PDCAサイクルを確立する必要がある。令和元年以降の検討方針を見ると、「高い環境性能を有する製品・サービスの調達」と「国以外におけるグリーン購入の促進」の2点を基本に進められており、具体的には温室効果ガス削減、カーボンフットプリント、カーボン・オフセット、プラスチック資源循環の促進、サービスへの転換、地方公共団体への普及、環境ラベル活用などが図られてきた。これらの効果をレビューし、また地方公共団体の取組が遅れている要因を分析し、今後の検討に反映することが必要ではないか。	指摘を重く受け止めており、グリーン購入の現状や効果、普及状況、目指す社会像について明確な説明が求められているが、現時点では十分に伝えられていない。関係者や担当者の意欲を維持するためにも、単純な成果を示すことが重要である。現在、レポートに伴う作業負荷が大きく、軽減策を検討している。簡便な方法で報告を可能にしつつ、政策効果を明確に説明できる仕組みを構築することを目指しており、指摘された視点を踏まえて取組を進めたい。
22	令和8年度の 検討方針、 課題	資料4	取組のレビュー	指摘は重要であり、削減効果の定量的把握は過去から求められてきた課題である。国としてもスコープIIIにおける調達部分の排出量がどの程度低減したかを把握したいと考えられているが、現状では容易ではない。今後、デジタルプロダクトパスポートの本格運用が進めば、対応可能性が高まると見込まれる。優先順位を考慮しながら、段階的に取り組んでいけると良い。	－
23	令和8年度の 検討方針、 課題	資料4	2050年目標との整合	グリーン購入法で設定する基準の高度化が2050年ネットゼロの目標に向けた進捗と整合しているかを確認できる仕組みがあることが望ましい。	グリーン購入法は温暖化対策計画における政策の中で先導的役割を期待されている。その役割を果たしているかどうかについては、進捗状況を確認する必要があると認識しており、今後工夫を重ねながら対応していく方針である。
24	令和8年度の 検討方針、 課題	資料4	意見総括	本日提案された内容は非常に多岐にわたり、優先度の高い事項から順次着実に進める必要がある。特に、調達側が円滑に対応できる仕組みを整備し、その結果としてどの程度メリットを享受できるかも議論の範囲に含めることが望ましい。	